

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

令和3年7月16日（金）

13:58～14:30

市役所議会棟 2階 第2委員会室

（司会）

皆様、本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。進行を務めます、産業振興課農政班の伊藤です。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本日の出席状況をご報告させていただきます。

本日の出席者は、協議会委員14名のうち9名で過半数を超えておりますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会が成立したことを御報告いたします。それでは、只今より匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を開会いたします。

本日が委嘱後初めての協議会となりますので、出席いただきました各委員の紹介を私の方からさせていただきます。お手元の協議会委員名簿を併せてご覧ください。（団体名・〇〇委員でございます。）

続いて、本日欠席の委員を紹介いたします。（団体名・〇〇委員）以上、5名でございます。なお、浅野委員につきましては、東総地区広域市町村圏事務組合の会議に出席とのことで伺っております。続きまして、事務局の紹介をいたします。

〈武田課長から事務局職員紹介〉

産業振興課 武田課長あいさつ

産業振興課 農政班統括 伊藤主査

産業振興課 農政班 米本主査補

（司会）

続いて、「会長・副会長の選任について」でございますが、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により会長と副会長を選任することとなっております。従前までは、指名推薦で行っていましたが、今回も同様の方式でよろしいでしょうか。

それでは、ご発言をお願いいたします。

〈大木委員からの発言〉

（司会）

大木委員から、ご発言がございました。新会長に農業委員会会長の渡邊委員を、新副会長に須合委員をとのことでありますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

それでは、新たに会長となられた渡邊会長にご挨拶をいただきます。

(新会長)

ただいま、会長に選任されました渡邊でございます。就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。この協議会は、匝瑳市における農業振興の基本的事項である農業振興地域について審議する場であり、今後の匝瑳市農業の方向性を決める重要な責を担っています。委員の皆様には、匝瑳市農業のさらなる発展のため、ご協力をお願いいたします。

(司会)

続きまして、副会長となられた須合副会長にご挨拶をいただきます。

(新副会長)

ただいまご紹介にあずかりました須合でございます。協議会の円滑な運営のため、会長を補佐し、支えていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

議長につきましては、本協議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となりますので、渡邊会長、議長席に移動していただき、議事進行をお願いいたします。

(議長)

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

さっそく議題に入らせていただきます。はじめに議題の(1)「匝瑳市農業振興地域整備計画の変更について」の審議は、重要変更となる除外1案件と軽微変更となる用途変更2案件で、合計3案件であります。

事務局からの説明が終了した後、審議をしていきたいと存じます。では、審議に入ります。

重要変更の除外 案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号1 重要変更(除外)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

(A委員)

1580㎡のうち546.33㎡が対象ということですが、土地の全体図はこちらの三角の部分でしょうか。

(事務局)

はい。そのとおりでございます。

(議長)

そのほかございませんか。

<なしの声>

(議長)

そのほかないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

重要変更の除外 案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

軽微変更の用途変更 案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号1 軽微変更(用途変更)について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

そのほかないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

軽微変更の用途変更 案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

それでは次の案件へ移ります。

(議長)

軽微変更の用途変更 案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

案件番号2 軽微変更(用途変更)について説明いたします。
(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、打ち切ります。

採決に入ります。

軽微変更の用途変更 案件番号2の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

挙手全員(挙手多数)で本案件は承認されました。

以上で「議題(1)」の審議を終了してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(議長)

では、続きまして、議題の(2)「その他」についてですが、委員の皆様又は事務局より何かございますか。

(事務局)

今後のスケジュールについて説明する。

(議長)

そのほかございますでしょうか。

(B委員)

農業振興地域の利用について市民がどれだけ知っているかの問題がある。知らないで建ててしまった場合もある。そういうことがないように年最低1回周知してもらいたい。今までどれだけ周知しましたか。

(事務局)

今まで広報・ホームページ等で違反等の農地利用は、産業振興課からはしていない。今後年数回協議して周知のほうしていきたい。

補足説明ですが、年2回5月、11月の軽微変更、除外について農業用施設用地や家を建てる等広報で説明しています。

(B 委員)

たしかに広報に載っていた。しかし、重要変更、軽微変更については分からない。軽微変更すれば農業用施設用地として使えるなど知らないと思う。農地利用方法についてももう少しわかりやすく広報していただきたい。

(議長)

何回か農業委員会から農業委員会だよりや広報でお知らせしていますが、浸透されていないということですので、ご理解いただくようすすめていきたい。

(議長)

そのほかございますでしょうか。

<なしの声>

(議長)

ないようですので、以上を持ちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。

慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

渡邊会長ありがとうございました。以上をもちまして、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れ様でした。